国土交通大臣の公示に係る供託宅地建物取引業者に対する法第14条第１項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年　　月　　日

郵便番号
住所
氏名又は名称　　印
（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号

国土交通大臣　殿

記

1　法第14条第１項の損害を受けた新築住宅の所在地

2　法第14条第１項の損害を受けた新築住宅の引渡日

3　法第14条第１項の供託宅地建物取引業者の名称

4　法第14条第１項の瑕疵が判明した日

5　法第14条第１項の損害賠償請求権の額

注１　損害賠償請求権の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

注２　本申出書には、法第14条第１項の権利を有することを証する書面を添付すること。

第十号様式（第二十五条関係）

（Ａ４）

通　　知　　書				
還　付　金　額				
還付有価証券	名　称	枚　数	総額面	券面額、回番号及び番号
還付振替国債	銘　　柄			金　　額
還　付　年　月　日				
債　　権　　額				
債権発生の原因たる事実				
供託宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所				

※　供託年月日				
※　供託番号				
※　供託金額				
※　供託有価証券	名　称	枚　数	総額面	券面額、回番号及び番号
※　供託振替国債	銘　　柄			金　　額
供　託　所　名				

上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。

年　　月　　日

住　所
権利者　　氏　　名　　㊞

国土交通大臣　あて

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があったため、あなたの住宅販売瑕疵担保保証金に　　円の不足を生じましたから、この通知書を受け取った日から２週間以内に上記不足額を供託してください。

年　　月　　日

国土交通大臣　　㊞

住所
氏　　名　　殿

注１　還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

注２　※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

○国土交通省令第五十一号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第四条第１項、第五条、第六条第１項第１号、第九条第１項（同法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第１項、第十三条及び第十四条第１項第３号の規定に基づき、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十六日　　国土交通大臣　金子　一義

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第１号及び第四条第１項第１号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第五条第１項中「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条の三の帳簿の写し」を「事項を記載した別記第一号の二様式による一覧表」に改め、同条第３項第１号中「住宅瑕疵担保責任保険法人」を「法第十七条第１項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。）」に改める。

第六条第１項中「建設業法」の下に「（昭和二十四年法律第百号）」を加え、同条第２項第１号中「帳簿の写し」を「一覧表」に改める。